

津島市公共下水道承認工事取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条の規定に基づく公共下水道管理者以外の者（以下「申請者」という。）が行う工事等（以下「承認工事」という。）について、また津島市公共下水道管理規程第19条（以下「規程」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(下水道施設の技術的基準及び施工基準)

第2条 申請者が築造しようとする下水道施設の技術的基準は、公益財団法人日本下水道協会発行の「下水道施設計画・設計指針と解説」及び「下水道施設排水設備指針と解説」に基づくほか、公共下水道管理者（以下「管理者」という。）が実施する下水道工事に準ずるものとする。また、施工基準は別紙のとおりとする。

(設置条件)

第3条 公共下水道施設の工事施工について必要な条件は、次に定めるものとする。

- (1) 設置する公共下水道施設の流末に、公共下水道が埋設されていること。
- (2) 設置する公共下水道施設は、維持管理上支障のない場所に設置すること。
- (3) 排水される汚水の量が公共下水道施設の排水能力に支障を及ぼすものでないこと。
- (4) 設置する公共下水道施設を市に帰属すること。

(申請)

第4条 承認が必要となる具体的な行為は次のとおりである。

- (1) 公共ます及び取付管の新設
- (2) 公共ます及び取付管の撤去
- (3) 開発行為や土地区画整理事業に伴う下水道施設の築造工事
- (4) その他下水道施設に関する工事及び維持行為等

2 公共下水道施設工事等承認申請書（様式第20）に添付する書類は次のとおりとする。また、公共下水道施設工事等変更届出書（様式第22）についても同様とする。

(1) 位置図

工事箇所が容易に判断できるものとする。（住宅地区は可）

(2) 平面図

平面図は縮尺を明示し、図面上で工事概要を確認できるように作成する。延長、規格等についても記載すること。また、他事業埋設管がある場合はこれを記載し、離隔を記載すること。（4）、（5）についても同様とする。

(3) 構造図

計画施設の構造（断面）を確認できるように作成する。規格等についても記載すること。

(4)縦断図

縦断図は、本管を新設する場合、又は既設本管に割込み人孔を設置する場合に添付すること。縮尺は1/500とし、管種、管径、管渠勾配の他、地盤高、土被り、管底高さ、単距離、区間距離、周辺既設人孔の天端高を記載すること。

(5)横断図

縮尺を明示し、現況に合わせて作成すること。

(6)使用材料内訳書

工事に使用する材料を記載すること。使用する材料は日本下水道協会認定品（JSWAS）または日本産業規格（JIS）を使用することを原則とし、材料の承認図を添付すること。

(7)その他の添付書類

工事箇所の現況写真、道路掘削を伴う工事の場合は舗装復旧図、道路掘削に伴う保安設備図を添付すること。開発行為の場合は、公図の写し、分筆後の地籍測量図を添付すること。

- 3 国道、県道又は市道の掘削又は占用が生じるときは、承認申請受理後、管理者から道路管理者へ占用申請を行い、許可を受ける。ただし、承認申請の申請者があらかじめ道路管理者と協議を行い、計画内容を精査しておくこと。また、占用許可申請に必要な書類を確認し、承認申請時に必要部数を別途提出すること。

(承認の通知)

第5条 前条の承認については、申請書を受理した翌日から14日以内に行う。ただし、閉庁日は期間の計算から除く。

- 2 承認をしたときは、申請者に対し、公共下水道施設工事等承認通知書（様式第21）により、その旨を通知するものとする。

(承認の変更)

第6条 承認通知後に現場状況が変わった場合、又は掘削状況により承認を得た内容に変更が生じた場合は、申請者は公共下水道施設工事等変更届出書（様式第22）に当該変更の内容を明らかにする書類を添付して管理者へ届け出ること。

(承認工事の完了)

第7条 当該承認に係る公共下水道施設に関する工事を完了したときは、その日から5日以内に、工事完了届出書（様式第23）により管理者に届け出て、検査を受けなければならない。工事完了届出書（様式第23）に添付するその他の書類は次のとおりとする。

(1)公共下水道施設工事等承認通知書の写し

(2)位置図

申請時の添付書類と同様とする。

(3) 竣工図（縦断図及び取付管竣工図）

申請時に提出し、承認を受けた計画図面に対して、朱書きで出来形を記載すること。

(4) 工事写真（着手前、施工中及び完了）

着手前、完了の写真は同位置から撮影し、施工箇所が容易に判断できるものとする。施工中の写真は各工種の出来形を撮影するとともに、施工状況写真も撮影すること。特に支管取付部等、工事完了後に目視出来ない箇所の施工状況は詳細に撮影すること。

(5) 管内施設調査報告書（本管及びマンホールの設置が伴う場合）

工事施工後、管内清掃を実施し、管内にテレビカメラを挿入、又は目視調査し、DVD に連続収録すること。また、報告書を提出すること。調査結果において施工不良が判明した場合、直ちに管理者に報告し、管理者の指示に従い速やかに手直しすること。

(6) 下水道台帳データ作成ファイル（Excel 形式）

築造した管渠、人孔、取付管及び公共ますの出来形を管理者指定の形式で提出すること。

(7) この他、管理者が必要と判断した書類がある場合には、別途指示するものとする。

（承認工事の完了検査等）

第8条 管理者は、工事完了届出書の提出があったときは、完了検査を行うものとする。

2 管理者は、前項の検査の結果、承認工事が不完全であると認めたときは、当該承認工事の改修を命ずるものとし、当該改修の完了後に再検査を行うものとする。

3 管理者は、同条第1項及び第2項に規定する検査に合格した場合、申請者に対し検査済証（様式第24）によりその旨を通知するものとする。

（承認工事完了後の措置）

第9条 承認工事により設置された公共下水道の施設の所有権は、前条に規定する検査通知を受けたのち、市に帰属するものとする。

（費用負担）

第10条 承認工事の施工にかかる費用は、全て申請者が負担すること。また、承認工事に伴う他事業埋設管に係る協議、支障移転、測量標保全、舗装復旧等は全て申請者が行い、これにかかる費用は、全て申請者が負担すること。

（損害賠償）

第11条 申請者は、承認工事の施工にあたり公共下水道施設もしくは道路施設または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者との紛争処理)

第12条 承認工事又はこれに付随する工事の施工に伴い、第三者との紛争が生じたときは、申請者において解決しなければならない。

(瑕疵担保)

第13条 承認工事にかかる公共下水道施設に瑕疵がある場合には、引き渡し日から1年間は、申請者に対しその瑕疵の補修を請求することができる。ただし、その瑕疵が申請者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求のできる期間は10年とする。

(雑則)

第14条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月9日から施行する。

津島市公共下水道施設施工基準

(1) 管渠

- ア 管種は、下水道用リブ付硬質塩化ビニル管とする。
- イ 管渠の最小口径は、200 mmとする。ただし、最上流部の路線については150 mmとすることができる。
- ウ 本管の流速は、0.6 m/s以上3.0 m/s以下とする。
- エ 既設管渠との接続は、人孔（割込み人孔）を設置する。
- オ 管渠径が変化する場合又は2本以上の管渠が合流する場合の接合方法は、原則管頂接合とする。
- カ 管上30 cmの位置に埋設標示シートを敷設すること。
- キ 本管の施工方法は、開削工法を原則とするが、管渠の埋設深が3.0 m以上となる場合は推進工法とする。

(2) 人孔

- ア 人孔の配置間隔は、75 m以下となるよう計画するほか、次に掲げる箇所に配置する。
 - ・管渠の起点
 - ・管渠の方向、勾配又は管径が変化する箇所
 - ・管渠に段差が生ずる箇所
 - ・管渠の会合する箇所
- イ 管渠の合流部には0号人孔以上を設置とすること。また、管渠の最上流部の人孔は小型人孔を採用することができる。ただし、小型人孔の深さは2.0 m以下とすること。最上流部の人孔に取付管を2箇所以上接続する場合は0号人孔以上とする。
- ウ 人孔蓋は津島市型デザイン铸铁蓋とする。ただし、交差点部及び歩道部に設置する人孔蓋はノンスリップタイプの蓋を設置する。
- エ 管渠と人孔との接続箇所は、可とう継手を設置する。
- オ 流入管と流出管との落差が60 cm以上の場合は、内副管を設置する。この場合における人孔は1号人孔とする。
- カ マンホール底部には、流入出する管渠の状況に応じたインバートを設けること。
- ケ 人孔深2.0 m以上となる場合は、必ずロック式転落防止梯子を設けること。

(3) 取付管

- ア 管種は、硬質塩化ビニル管とする。
- イ 管径は、100 mmを標準とする。
- ウ 取付支管同士の離隔は、1.0 m以上確保する。

エ 取付管の勾配は、1.0%以上とする。

オ 支管取付けは（本管削孔）は、ホルソー等の機械を使用し、本管を破損させないように丁寧に仕上げをする。また、既設管への取付け位置は管半分より上部へ取り付ける。

カ リブ管への支管取付けは、メカニカルロック式の可とう支管を使用すること。

キ ヒューム管への支管取付けは、メカニカルロック式の可とう支管を標準とするが、対応する支管がない場合は接着型の支管を使用してもよい。ただし、接着剤の塗布量が不十分であると支管取付部から地下水が浸入する恐れがある為、接着剤を十分に塗布し、番線等により確実に圧着すること。番線巻きが不可の場合で、かつ本管の厚みがある場合はアンカー止めも可能とする。

ク ハイセラミック管への支管取付けは、削孔を行うと本管を破損させる恐れがある為、支管取付部上下流方向それぞれ1mの範囲を硬質塩化ビニル管に布設替えを行うこと。支管取付部上下流方向それぞれ1mの範囲に既設管の継手がある場合は、継手部からの布設替えとする。

ケ 取付管の撤去は、取付管の本管接合支管（可とう支管）までを撤去し、キャップ止めを行うこと。ただし、現場状況により支管部の撤去が困難な場合は、支管部で切断しても良いものとする。この場合においても切断部のキャップ止めを行うこと。

(4) 公共ます

ア ますは、塩化ビニル製品とする。

イ 蓋は、津島市マーク入りの蓋とする。また、総重量2tを超える車両が通行するところ及び不特定多数の車両が進入する場所等には、鋳鉄製防護蓋を設置すること。

ウ 公共ますの設置位置は、官民境界から1m以内の位置とする。また、維持管理上支障とならないよう、蓋の開閉が困難となる場所へは設置しないこと。また、化粧蓋等の設置は原則禁止とする。

エ 公共ますの深さは、ますに流入する排水設備の深さ以上とすること。

オ 公共ますの深さが1.5m以上となる場合は、ドロップ式のますとすることができる。

カ ますの撤去は、取付管の撤去方法と同様とする。

(5) その他

本基準に定義されていない事項、またはやむを得ず本基準による施工が出来ない場合は、管理者と協議すること。